

奈良県スポーツ推進審議会傍聴要領

奈良県スポーツ推進審議会

奈良県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴については、以下のとおりとする。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の定員は、原則として10名とします。但し、会場の規模等を考慮し、定員を増減することがあります。また、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。

2 会議を傍聴する場合に守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席すること。なお、会議中に退席される場合は事務局係員に申し出ること。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯、又は着用しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (6) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。但し、報道機関が行うテレビ撮影及び写真撮影は、会議の冒頭（審議が始まるまで）とします。
- (7) 携帯電話等を使用しないこと。
- (8) 傍聴が可能な案件の会議が終了した場合、又は審議会会長及び事務局係員が指示した場合は、速やかに会場外に退出すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることができます。
- (4) 会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合、会議を途中で非公開とする場合があります。